# ASK13 ホームページ運営基準

# 1. 目的

ASK13 ホームページを設定する目的は、

「ASK13 会則第12条(目的)」記載事項を実現するための手段として連絡、広報、会員募集など、会の運営機能を強化し、補助するために設置するものとする。

また、本基準の目的は、ASK13 ホームページ (以下、ホームページ) の適正な運営と利用を目的とする。

### 2. 公開原則

会員以外の一般にも公開するものとする。

この基準は、ホームページを利用する者すべてに適用し、利用する者はこの基準を承認したもの とみなす。

# 3. 運営組織 (ASK13 ホームページ運営委員会)

「ASK13 会則第6条⑧」にもとづき「ASK13 ホームページ運営委員会」(以下、HP 運営委員会)を設け、ホームページの開発・運営・管理およびホームページ運営・管理に関する審査を行う。

HP 運営委員会の構成員は、ASK13 運営委員及び運営委員会が指名したメンバーとする。

HP 運営委員会の対外窓口及び HP 運営の責任者を 1 名定める。この責任者は HP 運営委員会の 3 分の 2 以上の総意に基づき決定する。

### 2. 掲載する情報

このホームページに掲載する情報は、ASK13 会則第二条(目的)に沿った HP 運営委員会が有用と認めた情報を掲載する。

次に該当するものは掲載しない。

- (1) 法に違反または違反のおそれがあるもの
- (2) 第三者へ誹謗、中傷、不利益を与えるもの、またはおそれがあるもの
- (3) 政治・宗教活動、特定の団体の宣伝活動およびこれらに類するもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 一般社会通念上、不適当と判断されるもの
- (6) 営業活動または営利を目的とするもの
- (7) ASK13 の会員または第三者の財産、信用、プライバシーの侵害、他人の個人情報の不適な開示、またはおそれがあると判断されるもの(顔写真を含む)
- (8) 会則または本基準から見て不適当なもの、ならびに前1から7に準ずるもの
- (9)システム容量、動作環境などシステムの技術的理由により、掲載できないもの

# 3. リンク

リンクは次による。

- (1) 個人のホームページとは、原則としてリンクしない。
- (2) 外部へのリンクは、あらかじめ HP 運営委員会に連絡を受け、この基準に合致している事を確認の上 ASK13 全体の運営委員会承諾を得てからリンクを行う。

# 4. 個人情報の保護およびセキュリティー

このホームページにおける会員および関係者(以下、会員等という)の個人情報の保護およびセキュリティーは、以下による。

- (1) 個人情報の掲載は最小限とし、会員等の住所、電話番号、メールアドレスは掲載しない。
- (2) 前(1)号は、本人が同意した場合はこの限りではない。本人の同意は、個人またはグループまたはホームページなどによる公表でこれに替える。
- (3) 前(1)号は、HP 運営委員会の運営上必要な場合は、この限りではない。
- (4) 上記の掲載後で必要なページおよび事項は、IDやパスワードを設け管理する。

# 5. 会員等によるホームページへの投稿基準

会員等の投稿や意見などは次による。

- (1) 投稿者は会員等に限定する。匿名投稿は原則として掲載しない。
- (2) 投稿者はこの基準を遵守する。
- (3) 投稿者は HP 運営委員会の責任者又は、その他委員に原稿を提出し、受けた委員が適切と 認めたものに限り掲載する。HP 運営委員会はその後、この内容を確認して不適切なもの はその旨を投稿者に告げて訂正または削除などの措置を実施する。
- (4) 投稿記事は、原則として原文通り掲載するものとするが、不適切と判断したものは修正を 求める。投稿者が修正に応じない場合は掲載しないことがある。
- (5) 投稿記事に関する問い合わせは、問い合わせを行った第三者が、直接投稿者との間で行う。

### 6. 著作権

ホームページに掲載された情報は、HP運営委員会の許可なしでの無断複製、転用は出来ない。

#### 7. ホームページに関する責任区分

ホームページに関する責任の区分は次の通りとする。

- (1) ホームページ利用者は、このホームページを使用して発信・受信する情報について一切の 責任を負う。また、利用者が ASK13 や他の第三者に損害を与えた場合、利用者は一切の 責任を負う。
- (2) HP 運営委員会は、ホームページの一部または全部の停止による責任は一切負わない。
- (3) HP 運営委員会は、リンク先のホームページにより第三者に生じた如何なる損害も一切の 責任を負わない。

#### 8. 疑義措置

ホームページ運営において疑義が生じた場合は、関連法令および ASK13 会則の趣旨に基づき対応する。

#### 9. 制定、改廃

この基準の制定・改廃は、ASK13 運営委員会が行う。

平成25年10月1日から制定・実施する。